

Ⅲ 西条市避難行動要支援者支援制度について



吉井地区タウンミーティング

令和4年9月21日

危機管理課

1

構成

- 1 支援制度の背景
- 2 避難行動要支援者とは
- 3 名簿作成・更新・活用
- 4 安否確認の実態
- 5 おわりに

1 支援制度の背景

(1) 過去の災害と法整備

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。

こうした教訓を踏まえ、法改正、ガイドラインが改定された。

○国「災害対策基本法の一部改正（H25.6.21公布）」

→市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化

○国「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8）」

近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

○国「災害対策基本法の一部改正（R3.5.10公布）」

→市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化

○国「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（R3.5改定）」

3

1 支援制度の背景

(2) 重要課題

自然災害時には、自力で避難・移動が困難な高齢者、障がい者に対する、近隣住民による安否確認や避難支援が生死を分ける重要な支援活動となります。

日頃は、いわゆる自助、共助を基本としながら、地域ぐるみで防災体制を話し合い、避難支援や避難所での支援の仕組みを構築していく作業が求められています。

4

1 支援制度の背景

(3) 西条市避難行動要支援者避難支援プラン

市では、避難行動要支援者支援の体制を整備するため、「避難支援プラン」を策定しています。

<避難支援プランの目的>

災害時等に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者の避難支援に必要な名簿の作成等について定め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的としています。

地域の皆さんに知っていただき、危険がせまっていることの連絡や安否確認、避難誘導などの避難支援体制の構築を図り、要支援者の方々が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

5

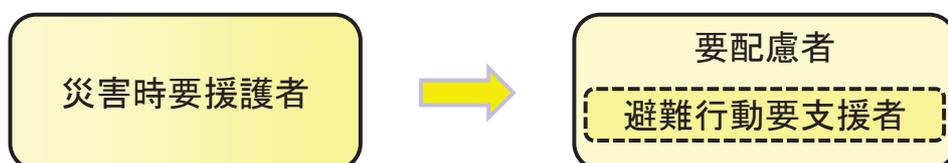
2 避難行動要支援者とは

【要配慮者】

災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、
高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者

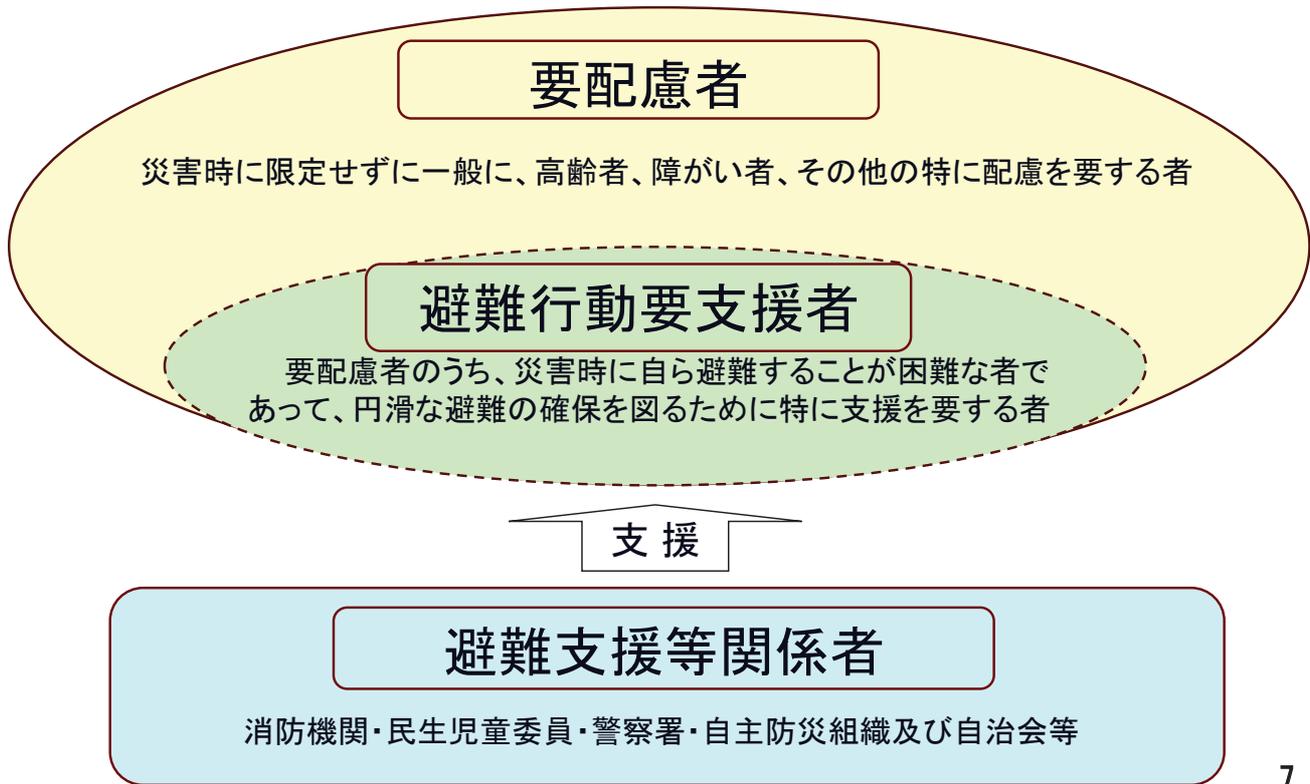
【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者



6

<イメージ図>



7

2 避難行動要支援者とは

【西条市避難支援プラン】

災害時等において自ら避難することが困難な者で、地域での支援を必要とする次のいずれかに該当する者（生活の基盤が自宅にある者）をいいます。

- ① 身体障がい者であって、肢体不自由の障がいの程度が1級、2級又は3級（下肢が不自由なものに限る）、視覚障がいの程度が1級から3級まで又は聴覚障がいの程度が2級の者
- ② 知的障がい者であって、その障がいの程度がA判定の者
- ③ 精神障がい者であって、その障がいの程度が1級の者
- ④ 75歳以上の独居高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ⑤ 要介護認定3以上を受けている者
- ⑥ その他特に必要があると認める状態にある者

8

2 避難行動要支援者とは

○【登録の必要な方々】

- ・自力で避難することが困難な方
- ・地域の支援を必要とする方

×【登録の不要な方々】

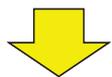
- ・元気な方
- ・家族で支援できる方
- ・施設入居者の方

9

2 避難行動要支援者とは

【3つのステップ】

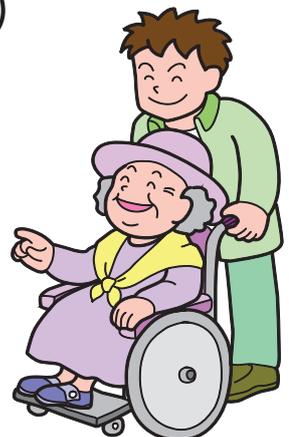
① 要支援者の名簿作成(把握)



② 一人ひとり避難させる方法



③ 実際に避難させる訓練

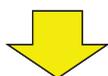


10

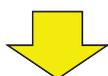
3 名簿作成・更新・活用

(1) 要支援者名簿の作成手順

① 市から、地域へ対象と思われる名簿をお渡しします。



② 地域で名簿を確認し、実際に声をかける方を絞り込みし、個別に「登録台帳」で同意をとっていきます。



③ 地域で集めた「登録台帳」を市へ提出いただきます。



④ 市で「名簿」を作成して地域へお渡しします。

※名簿完成

11

3 名簿作成・更新・活用

(2) 要支援者名簿の更新手順

・更新頻度 …… 年1回

・更新時期 …… 4月1日(基準日)から5月31日までの期間に更新作業を行い、6月以降配布。

・更新方法

① 市は、行政情報(住基等)による転居、転出、死亡等を更新する。

② 本人、民生児童委員、自主防災組織等は、異動等に関する情報を入手した場合は市に連絡し、市は名簿を更新する。



※ 以上により更新された名簿は、6月以降、自主防災組織(自治会)、民生児童委員、消防団等へ随時提供していきます。

12

3 名簿作成・更新・活用



(3) 要支援者名簿の活用

- ・名簿の情報は、災害発生時に地域の支援により生命等の安全を図るもののほか、日頃の支援活動や防災訓練に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることは禁止されていますので、取扱いに注意してください。
- ・また、紛失・盗難に注意し、大切に保管をお願いします。

<災害時の名簿活用の流れ>

- ① 安否確認、避難支援等を実施し、自治会長等に報告する。
- ② 自治会長等は名簿掲載者全ての安否確認を把握すること。
- ③ 安否確認完了後、自治会長(自主防災会長)、民生児童委員等は、西条市役所危機管理課まで、報告をお願いします。

13

4 安否確認の実態

【輪島市】 能登半島地震(H19.3.25)

- ・避難行動要支援者リストは未完成
- ・地震発生から5時間後には高齢者のほとんどの安否確認が完了
- ・リストづくりに協力している民生委員が、一部の地区で一人暮らしの高齢者の自宅を担当者ごとに色分けした「福祉マップ」を作っており、災害直後から自主的に確認作業をしていた。

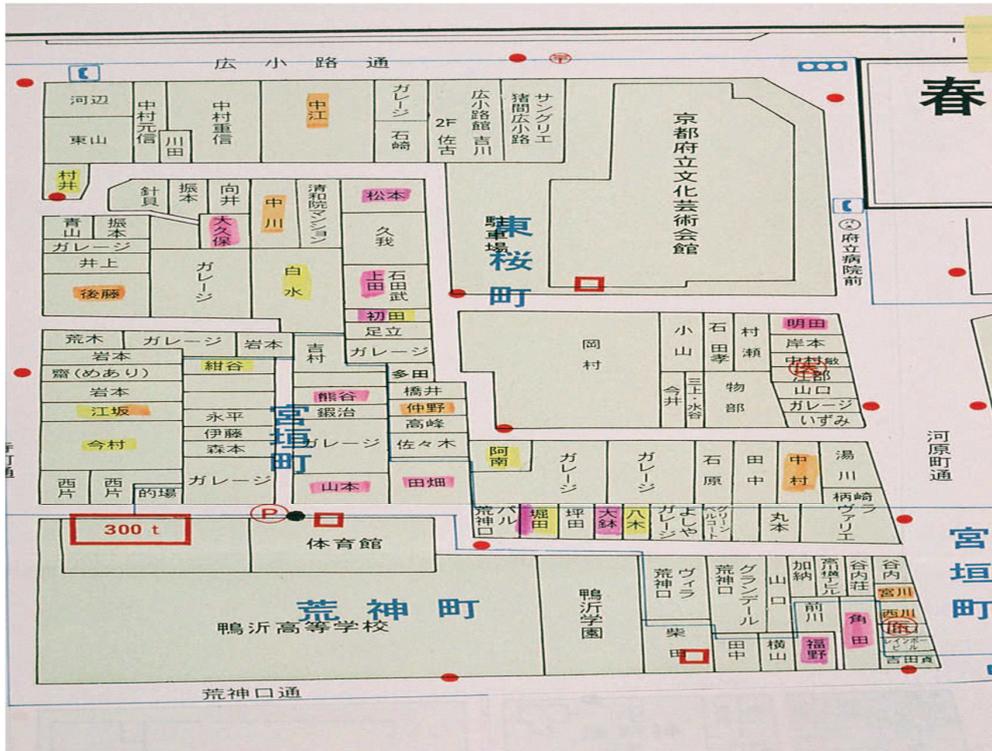


しかし、自治会や自主防災組織などと情報共有できていたら、もっと早く作業が進んだだろう。

14

【避難行動要支援者マップの例】

安否確認には、要支援者マップが有効です。



ピンク色

(重度)

→複数の支援

オレンジ色

(中度)

→1人の支援

緑色

(軽度)

→声かけのみ

15

4 安否確認の実態

【柏崎市】新潟県中越沖地震(H19.7.16)

- ・市は3月に6,000人分の要支援者名簿をまとめた。
- ・個別の支援計画は未完成で、町内会や民生委員との情報共有はしていなかった。
- ・市内に住む一人暮らしの高齢者2,672人のうち、地震後の3日間で連絡が取れたのは2割強。安否確認が全て終了したのは、6日後の21日。

16

4 安否確認の実態

【旧西山市】 新潟県中越沖地震(H19.7.16)

- ・人口約6,600人中全ての高齢者2,000人の安否確認を、民生委員18名、町内会長40名が手分けし、当日完了

【長岡市】 新潟県中越沖地震(H19.7.16)

- ・市が作成した名簿4,600人分のリストのうち、外部への情報提供に同意した3,200人の安否確認を民生委員、警察、社協にあらかじめ配布。
- ・地震後6時間後には全ての確認が完了。

17

5 おわりに

この制度に期待される効果として、要支援者は様々な支援の協力をいただけることで安心でき、また、支援者も要支援者の存在を再認識することで、日常からの声かけや相談にのってあげるなど、地域コミュニティの広がりが期待できます。

民生児童委員は日頃の活動を生かすことによって、地域の要支援者との相談役や行政等との橋渡し役として重要な役割を担っています。

自主防災組織(自治会)は地域の中で要支援者と最も近くで生活しています。支援者と共に災害時の要支援者の安否確認、避難誘導等、地域ぐるみの活動が期待されます。

このことから、地域の状況に応じて、お互いがそれぞれの長所を生かした連携が望まれます。

18